○農林水産省告示第二千七百四十一号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十六年六月三十日農林水産省告示第八百六十号（衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から施行する。

平成二十七年十二月十七日

農林水産大臣　森山　裕

表三の項を次のように改める。

三　遠洋かつお・まぐろ漁業	1　浮きはえ縄を使用するもの	イ　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する条約水域（以下「東部太平洋条約水域」という。）	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
		ロ　インド洋協定海域	
		ハ　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）	
		ニ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　東部太平洋条約水域 (2)　インド洋協定海域 (3)　大西洋条約海域 (4)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
	2　釣りによるもの	イ　東部太平洋条約水域	二時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
		ロ　インド洋協定海域	四時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。
		ハ　太平洋条約海域	
		ニ　次に掲げる海域を除く海域 (1)　東部太平洋条約水域 (2)　インド洋協定海域 (3)　大西洋条約海域 (4)　我が国の排他的経済水域、領海及び内水から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）	六時間ごとに記録した船舶の位置を一日に一回以上送信すること。

○経済産業省告示第二百六十四号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を次のように指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示し、平成二十八年一月一日から施行する。なお、平成二十七年経済産業省告示第二百一号は、平成二十七年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十七年十二月十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

地域	商号、名称又は氏名	住所及び主たる事務所の所在地
第一地域（北海道）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
第二地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
第三地域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	富士石油株式会社	東京都品川区東品川二丁目五番八号
	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号
	ＪＸエネルギー株式会社	東京都千代田区大手町一丁目一番二号
第四地域（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）	昭和シェル石油株式会社	東京都港区台場二丁目三番二号
	東燃ゼネラル石油株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号
	太陽石油株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目二番三号
第五地域（山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
	コスモ石油株式会社	東京都港区芝浦一丁目一番一号